

第六章 先進事例の紹介

本章では、1次と2次アンケート調査の結果と結果の考察から、守山市の参考になると考えられた先進自治体を3件選定し、同自治体におけるホタル保全活動について、本研究で定義した3種類の保全活動ごとにまとめる。

なお、先進自治体の歴史や活動の変遷の詳細を把握するためには、追加でインターネット調査を実施し、各自治体のホームページなどを参考とした。

6-1 長野県辰野町

6-1-1 辰野町のホタルの歴史

長野県辰野町の概要と同町におけるホタルに関する歴史の概要について述べる。

長野県辰野町は日本の真ん中に位置し、南北に走る中央アルプスと南アルプスを望み、諏訪湖を源とする天竜川が流れ、伊那谷の玄関口となっている。町の面積の85%が森林となっており、それを源流とする横川川、小野川、沢底川など河川が多い。また諏訪湖から流れる町内最大の川である天竜川を抱え、水環境に恵まれている。

同町内のホタルの名所である松尾峡は大正15年に、県の天然記念物の指定を受け、昭和35年に再指定された。平成元年には、環境庁の「ふるさといきものの里」の指定も受けている。しかし、昭和30年代から、工場廃水や家庭雑廃水・農薬等の影響によって、ホタルの数が激減する。そこで町では、昭和40年代後半から水質改善、水路の整備、幼虫及びカワナシの放流などのホタル保全活動に取り組むようになった。

その結果、近年再びホタルが増えており、昭和60年4月10日には、源氏ボタルを町の特別シンボルとして制定している¹⁾。

注) ただし、松尾峡の現在のゲンジボタルに関して、その一部は他地域から移入されたものであり、現地に自然発生しているホタルとは遺伝的に異なるとの指摘もある。日和佳政、水野剛志、草桶秀夫：人工移入によるゲンジボタルの地域固体群における遺伝的構造への影響、全国ホタル研究会誌、(40)25-27 (2007)

6-1-2 ホタルを直接保護する活動

まず、同町におけるホタルを直接保護する活動について述べる。

同町に対する1次と2次アンケート調査の結果によると、同町では、行政以外にも自治会や環境保全団体がホタル保全活動に取り組んでいる。それらの団体のなかでも、同町の保全活動において、特に中心的な役割を担っているのがTHS会である。

同団体は、1996年の発足以来、ホタル生息地の環境保全を目的に、ホタル水路の清掃や生息調査などの活動を定期的に行ってきた。同団体の定期的な活動の概要を表5-4に示す。同団体が定期的に行っている生息調査の結果は、行政のホームページに公開されている。

また、同町には保全活動を行っている主体間の交流の場がある。行政や商工会、観光協会などの団体が「辰野ほたるの里まちづくり推進協議会」を組織し、年数回、保全活動の報告や情報交換を行っている。また、協議会では、参加団体の連携によって、ホタルの生息調査やホタルマップの作成、ホタル水路の清掃といった活動もおこなわれている。

6-1-3 地域住民への啓発を目的としたイベント活動

次に、同町における地域住民への啓発を目的としたイベント活動について述べる。

■辰野ほたる祭り

辰野町では、ホタルに関するイベント活動として「辰野町ホタル祭り」を実施している。2008年度の昨年は第61回目を数え、まさに辰野町の伝統的行事となっている²⁾。同活動は、ホタル飛翔期間の6月中旬に開催され、期間中に行われている町民総踊り大会や地元中学生による吹奏楽演奏などの企画は、ホタルが飛び始める時間帯（午後八時以降）に重なるよう夕方にスケジュールが組まれている。

期間中には、毎年20万人近くの観光客が訪れ²⁾、辰野町を代表するイベントとなっている。同イベントは、商工会や観光協会、地元小学校など約20の団体で組織された実行委員会によって運営されている。同町内のホタルの名所である松尾峡を中心にホタルの乱舞がみられ、生息調査の結果によると、昨年度の生息数は約20000匹であった。

また、期間中には同実行委員会が観賞者に対して、ホタル保護育成費への協力を呼び掛けており、徴収した協力金は、ホタル保全活動を行っている団体に対して、ホタルの保護育成のための活動費として支給されている。

6-1-4 条例制定などによる保護活動

最後に、同町の条例制定などによる保護活動について述べる。

■条例の概要

長野県辰野町では、商工林務課が「辰野町ホタル保護条例」を2003年3月に制定している³⁾。条例制定の主な目的はホタルの保護を通じて恵まれた自然を保全し、次世代に引き継ぐためであった⁴⁾。

■条例制定による保全活動や飛翔数などの変化

同町に対する1次と2次アンケート調査の結果によると、同町では、行政以外の主体から、条例制定による保全活動や飛翔数の変化がみられたとの回答があった。行政の変化はみられなかったようであるが、行政以外の主体における変化としては、自発的にホタルを

保全、または生息環境を整備する活動が増えたとのことである。

6-2 山口県下関市

6-2-1 下関市のホタルの歴史

まず、山口県下関市の概要と同市におけるホタルに関する歴史の概要について述べる。

同市は本州最西端に位置する人口約 29 万人の市であり、豊かな自然と歴史に恵まれた海峡都市である。また、丘陵地帯や山林地帯、平野地帯など豊かな自然環境に恵まれた地形のため、市内には多くの河川が存在している。

下関市におけるホタルの歴史を表 6-1 に示す。

自然環境に恵まれた同市は古くから、ホタルの名勝地として知られていた。しかし、その知名度ゆえに、ホタルを捕獲し飲食店などに売る業者が出現しホタルの数が減少する。そのため、乱獲を防ぎ、ホタルを守るために関係町村が協力して天然記念物の指定を県に申請。戦後、1957 年 10 月に天然記念物指定を受ける。1961 年には、木屋川ゲンジボタル研究会が組織され、ホタルの調査研究が行われるようになった。また、乱獲だけでなく、農薬、洪水などの影響で減少傾向にあったホタルを保護しようと同市では、国・県の補助により、簡易水道水源地横にホタルの増殖施設（採卵室と幼虫飼育のための人工水路）を建設し、保護・増殖に取り組むようになる。

同市では、1968 年には第 1 回豊田ホタル祭りが開催されている。さらに、1978 年には、豊田町商工会青年部がホタル祭りの際に「豊田ふるさと館」を設置し、ホタルに関する資料等を展示するなどの周知活動もおこなってきた。2001 年には「豊田ホタルの里ミュージアム」が開館されている。

また、1989 年からはじまった「ホタル情報員制度」、1992 年からの「ホタル舟」など同市独自の活動も行っている。詳細は後述する。

6-2-2 ホタルを直接保護する活動

まず、同市におけるホタルを直接保護する活動について述べる。

前述したように、同市では、1957 年に「木屋川ゲンジボタル研究会」が組織され、ホタルの調査研究が始まった⁵⁾。

さらに 1966 年には、国、県の補助によってホタル飼育・増殖施設を建設している。このようなホタルの飼育・増殖施設は当時国内ではまだ珍しく、西日本では始めてであったとされている⁵⁾。1972 年には、文化庁の補助を得て神上川に本格的な人工河川をもつ増殖設備

が建設されている。

木屋川ゲンジボタル研究会は、1963年に「木屋川ゲンジボタル保存会」に名称を変え活動を行っていたが、1979年に解散した。同会が解散したことによって、ホタルの保護は停滞していたが、豊田町教育委員会が中心となり、「西市小学校ゲンジボタル飼育研究委員会」が同1979年に発足する。そして、豊田町第3のホタル飼育場である西市小学校の「ホタルの家」飼育施設が造られ、その後に西市小学校の旧給食室に西市小学校ホタル飼育室が造られた。これまで、豊田町では孵化した幼虫を放流する方法が取られていたが、この飼育室では幼虫を10月まで飼育して、成長した幼虫を放流するという方法に変えられた⁵⁾。

「西市小学校ゲンジボタル飼育研究委員会」は2002年に解散したが、同年とよたホタル研究会が発足し、現在も豊田ホタルミュージアムを拠点に保全活動を行っている。

■ホタル情報員制度

ホタル情報員制度とは、市内各河川のホタル発生状況をホタル情報員に任命された児童・生徒が調査する制度で、1989年から現在まで市の教育委員会が中心となって行なわれている。

情報員に任命されるのは市内の4年生以上の児童・生徒約50人で、毎日自宅近くのホタル生息地に行き、ホタルの発生状況を調べ、ホタル情報員日誌に記録する。この記録は翌年に「ホタル生息図」としてまとめられ、豊田ホタルミュージアムのホームページに公開されている⁵⁾。この制度があることによって、「とよたホタル研究会」の活動には、会員だけでなく、地域の児童・生徒が多く参加している。

表 6-1 下関市におけるホタルの歴史

年代	内容
	乱獲、農薬などの影響で、ゲンジボタルが減少。
1957年	ゲンジボタル発生地が天然記念物指定
1961年	木屋川ゲンジボタル研究会が組織され、調査研究が始まる
1963年	木屋川ゲンジボタル保存会発足
1966年	国、県の補助により、楯原の簡易水道水源地横に増殖施設を建設 (採卵室と幼虫飼育のための人工水路)
1968年	第1回豊田のホタル祭り開催
1978年	豊田町商工会青年部がホタル祭りで「豊田ふるさと館」を設置しホタルに関する資料等を展示
1979年	木屋川ゲンジボタル保存会解散、西市小学校ゲンジボタル飼育研究委員会発足
1989年	ホタル情報員制度開始
1992年	ホタル舟開始
2001年	豊田ホタルの里ミュージアム開館
2002年	西市小学校ゲンジボタル飼育研究委員会がとよたホタル研究会に改称

6-2-3 地域住民への啓発を目的としたイベント活動

次に、同市における地域住民への啓発を目的としたイベント活動として豊田のホタル祭り
とホタル舟について述べる。

■豊田のホタル祭り

下関市では、1968年からホタルに関するイベント活動として豊田のホタル祭りを実施している。

豊田のホタル祭りとは、商店街周辺には100軒あまりの出店が並び、ゲストショーなどのイベントが盛大に開催され、期間中はホタルの観賞地まで案内するホタル観賞バスが運行される。同事業の運営は、実行委員会が中心となり、商工会青年部や婦人会など約10の団体の連携によって実施されている。

■ホタル舟

また、1992年からはホタル舟という下関市独自のイベントが実施されている。

ホタル舟とは、観賞者が舟に乗り込み、ホタルが飛び交う木屋川で、ホタルを観賞するイベント活動である。同活動はホタル祭り実行委員会や観光協会が中心となって実施されている。

同活動がはじまったきっかけは、下関市で毎年開催されている豊田のホタル祭りには多数の観光客が訪れるが、会場近くの川のホタルが少ないことや時期的な理由のために十分なホタル観賞をできない場合が多々あったためである。そのため、多くのホタルが飛翔する木屋川に、舟を浮かべ観賞するホタル舟が誕生した。今では豊田のホタル舟を目当てに全国から多くの観光客が訪れるようになっている⁵⁾。

6-2-4 条例制定などによる保護活動

最後に、同市の条例制定などによる保護活動について述べる。

■天然記念物指定による保護活動

前述したように、自然環境に恵まれた同市の木屋川のホタルは旧下関や北九州などに知られていた。しかし、その知名度ゆえにホタルを捕獲し飲食店などに売る業者が出現し、ホタルの数が減少する。そのため、乱獲を防ぎ、ホタルを守るために関係町村が協力して天然記念物の指定を県に申請。戦後、1957年10月に天然記念物指定を受けた。

■条例の概要

山口県下関市では、環境保全課が「下関市ほたる保護条例」を平成13年12月に制定し

ている⁶⁾。同条例制定の目的は、ホタルの保護を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、ホタルと人とのふれあいのある自然環境の保全に寄与することである。

■条例制定による保全活動や飛翔数などの変化

とよたホタル研究会に対する 2 次アンケート調査の結果によると、同会からは、条例制定による保全活動や飛翔数の変化がみられたとの回答があった。また、回答のあった変化の内容は「乱獲の減少」「ホタル保護意識の向上」「河川の清掃活動の増加」「ホタルに関するボランティアグループが誕生した」などであった。

6-3 福岡県赤村

6-3-1 赤村のホタルの歴史

まず、福岡県赤村の概要と同市におけるホタルに関する歴史の概要について述べる。

赤村は福岡県中部の中山間地に位置する人口約 3500 人の村である。近年、過疎化による人口減少と高齢化が進んでいる。村内には彦山を源流とする今川が流れ、豊かな水環境に恵まれている。

かつては村の至るところでホタルが飛翔していたが、水環境の悪化などによって生息数が減少。そのため 1997 年に NPO 法人「赤村ホタルの会」が結成され、ホタル保護活動を開始する。同会の活動によって現在、ホタルの減少はくいとめられている。

6-3-2 ホタルを直接保護する活動

まず、同村におけるホタルを直接保護する活動について述べる。

前述したように、同村では、1997 年に「赤村ホタルの会」が組織され、ホタルの調査研究が始まった。赤村ホタルの会では、定期的な活動として、河川清掃やカワニナの養殖などホタルを直接保護する活動を実施している。また、同村ではホタルの会の会員だけではなく、村民全員が一斉に清掃活動をおこなう「クリーンアップキャンペーン」を年 2 回行っている。

次に、守山市の参考となると考えられる「他主体との交流の場」について述べる。

■地域外の団体との交流

人口の少ない同村で活動する赤村ホタルの会では、同じ地域内で活動する団体がないために、積極的に地域外の保全団体との交流を行っている。NPO 法人福岡県ホタルの会や全

国ホテル研究大会へ参加することで、全国の保全団体との情報交換を行うだけでなく、調査研究の成果などの最新の情報を手に入れている。また、次世代の人材を育成するために、県内大学生の受け入れも積極的に行っている。

6-3-3 条例制定などによる保護活動

最後に、同村の条例制定などによる保護活動について述べる。

また、赤村では、啓発を目的としたイベント活動が行われておらず、地域ぐるみによるホテル保全活動が行われているとはいえないことがわかった。

■条例の概要

福岡県赤村では、「赤村ホテル保護条例」を平成11年9月に制定している⁷⁾。同条例制定の目的は、村内に生息するホテルが自然環境の貴重な資産として、住民の潤いある生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、住民が一体となって、その保護を図り、優れた自然環境を継承していくと共に、健康で文化的な生活の確保に寄与することである。

■条例制定による保全活動や飛翔数などの変化

赤村ホテルの会に対する2次アンケート調査の結果によると、同会からは条例制定による保全活動や飛翔数の変化がみられたとの回答があった。また、回答のあった変化の内容は「ホテル保護意識の向上」「野焼きが少なくなった」「油など排水を河川に流さなくなった」などであった。

6-4 まとめと考察

最後に、上記でまとめた先進自治体の事例から、特に守山市の参考になると考えられる活動内容についてまとめる。

長野県辰野町

- ・ 長野県辰野町には、保全活動を行っている主体間の交流の場があった。行政や商工会、観光協会などの団体が「辰野ほたるの里まちづくり推進協議会」を組織し、同協議会が保全活動の報告や情報交換の場となっていた。協議会の頻度は年数回であった。同協議会では、協議会の参加団体によって、ホテルの生息調査やホテルマップの作成、ホテル水路の清掃といった連携活動もおこなわれていた。
- ・ 辰野町では、ホテルに関するイベント活動として「辰野町ホテル祭り」を実施していた。2008年度の昨年は第61回目を数え、まさに辰野町の伝統的行事となっており、期間中

には、毎年 20 万人近くの観光客が訪れていた。同町内のホタルの名所である松尾峡を中心にホタルの乱舞がみられ、生息調査の結果によると、昨年度の生息数は約 20000 匹であった。

- ・ 期間中には同実行委員会が観賞者に対して、ホタル保護育成費への協力を呼び掛けており、集まった協力金は、地域内のホタル保全活動を行っている団体に対して、ホタルの保護育成のための活動費として支給されていた。

山口県下関市

- ・ 山口県下関市には、「ホタル情報員制度」があった。ホタル情報員制度とは、町内各河川のホタル発生状況をホタル情報員に任命された児童・生徒が調査する制度である。
- ・ 山口県下関市で活動するとよたホタル研究会の条例制定による変化の内容は、「乱獲の減少」「ホタル保護意識の向上」「河川の清掃活動の増加」「ホタルに関するボランティアグループが誕生した」であった。

福岡県赤村

- ・ 人口の少ない同村で活動する赤村ホタルの会では、同じ地域内で活動する団体がいないために、積極的に地域外の保全団体との交流を行っていた。NPO 法人福岡県ホタルの会や全国ホタル研究大会へ参加することで、全国の保全団体との情報交換を行うだけでなく、調査研究の成果などの最新の情報を手に入れていた。また、次世代の人材を育成するために、県内大学生の受け入れも積極的に行っていた。

<参考文献>

- 1) 長野県辰野町役場:プロフィール<<http://www.town.tatsuno.nagano.jp/tatsunosypher/www/info/detail.jsp?id=922>>, 2008-12-29
- 2) 辰野町総合情報サイト:イベント情報<http://www.tatsunomachi.jp/~plaza/town_info/>, 2008-12-29
- 3) 知恵の環 地域環境行政支援システム:環境条例データベース 辰野町<<http://www.env.go.jp/policy/chie-no-wa/ordi/detail.php?id=1321>>, 2008-12-30
- 4) 辰野町:ほたる保護条例とほたる童謡公園(松尾峡)入場の有料化について<<http://www.town.tatsuno.nagano.jp/sc/syokou/original/matsuri/hogo.htm>>, 2009-01-13
- 5) 豊田ホテルの里ミュージアム:豊田のホテル<http://www.hotaru-museum.jp/firefly_toyota/Pyrocoelia%20discollis_1.html>, 2009-01-02
- 6) 知恵の環 地域環境行政支援システム:環境条例データベース 下関市<<http://www.env.go.jp/policy/chie-no-wa/ordi/detail.php?id=2166>>, 2009-01-03
- 7) 知恵の環 地域環境行政支援システム:環境条例データベース 赤村<<http://www.env.go.jp/policy/chie-no-wa/ordi/detail.php?id=2484>>, 2009-2-4

